

令和7年度 こども政策モニター事業企画提案募集要項

1 業務の目的

こども基本法（令和5年4月1日施行）では、こどもの意見表明機会の確保・こどもの意見の尊重が基本理念として掲げられるとともに、第11条で、こども施策の策定等に当たってこどもの意見の反映に係る措置を講ずることを国や地方公共団体に対し義務付ける規定が設けられている。

そこで兵庫県では、こどもの最善の利益を実現する観点から、こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて積極的かつ適切にこども政策の策定等に反映するため、こどもを対象とした県政・こども施策に対するモニター調査を実施する。

2 企画提案競技の応募要件

企画提案競技に応募できる者は、次のすべての要件を満たす者とする。

- (1) 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による県の一般競争入札の参加者資格（登録）者名簿に登録されている者
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定による県の一般競争入札の参加者の資格制限を受けている者
 - イ 県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ウ 県が賦課徴収する全ての県税並びに消費税及び地方消費税を滞納している者
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - オ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - カ 暴力団又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある者

3 事業概要

- (2) 委託内容 別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間 委託契約締結日から令和8年2月28日までとする。
- (4) 事業費 1,910,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。
 - ア 単価で積算できる経費については、実績に伴う委託料の減額がありうる。
 - イ 委託料の支払いは精算払いとし、支払時期は令和8年3月以降とする。

4 応募

(1) 応募期間

令和7年6月23日(月)～令和7年7月15日(火)までの間(土・日・祝日除く。)の各日午前9時から午後5時まで

(2) 提出方法

応募図書は、原則として、事務局に持参して提出すること。郵送による場合は、事前に電話等により事務局に連絡したうえで、令和7年7月15日(火)午後5時までに事務局に到着するよう提出すること。

(3) 提出部数

正本1部、副本7部

(4) 募集要項の内容に関する質問及び回答

ア 受付期間

令和7年6月23日(月)から令和7年7月8日(火)までの間(土・日・祝日除く。)の各日午前9時から午後5時まで

イ 提出方法

持参、電子メール又はファックスにより事務局に提出すること。

※提出後、電話により到着を確認すること。

ウ 質問に対する回答

令和7年7月10日(木)までに質問者に回答する。

(5) 応募図書

ア 応募申請書(様式第1号)

イ 提案者概要(様式第2号)

ウ 企画提案書(様式任意・A4縦片面印刷4枚以内)

エ 実施体制計画書(様式第3号)

オ 経費積算見積書(様式第4号)

カ その他提案内容を説明する書類(様式任意・A4片面印刷)

キ 添付資料

(ア) 会社概要等提案者の概要を説明する書類

(イ) 納税証明書(兵庫県内県税事務所(「納税証明書3」))

※兵庫県内に事業所がない場合は別紙を参考に誓約書を提出すること。

(6) 費用負担

応募図書の作成及び提出に要する経費は、応募者の負担とする。

(7) 応募図書の取扱い

応募図書は、本審査のみに使用し、応募者には返却しない。

5 審査

(1) 審査方法

企画提案競技審査会（以下「審査会」という。）を設置し、以下のア～エの項目について審査のうえ、優秀な提案を行った応募者を、業務を委託する者として選定する。なお、必要に応じて、応募者に対して応募図書の内容の確認、追加書類の提出を依頼することがある。

また、当審査会では、応募者に出席を求め、ヒアリングを行うことがある。（ヒアリングを行う場合の日時等については令和7年7月下旬を予定しており、別途応募者に連絡する。）

ア 信頼性：提案内容に信頼性があるか。個人情報管理に関する考え方は適切か、情報セキュリティは確保されているか。他自治体等において類似実績があるか。

イ 実行性：本業務を計画的に実施するのに必要な人員が割り当てられる等、実施の体制や方法が適切であるか。モニター登録、アンケート調査のWebフォームの作成・運営その他の業務について、確実な実施が見込まれるか。

ウ 創造性・独自性：モニター確保のための広報その他について、応募者のアイデア、ノウハウが発揮されているか。

エ 効率性：事業の実施にあたって、より効果の高い方法を用いているか。事業に必要な経費は見積もられているか、事業内容等に鑑み、経費の積算は適切か。

(2) 審査結果通知

審査結果は、事務局から応募者全員に文書で通知する。なお、審査の経過についての問合せには応じられない。

(3) 失格

直接または間接に公平な審査に支障を来した場合、失格とすることがある。

6 業務内容等

(1) 県は、業務を委託する者として選定された者（以下「委託事業候補者」という。）と、応募図書の内容や審査結果等をもとに協議の上で詳細を決定し、委託契約書により契約を締結する。

(2) 委託事業候補者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書を県に提出すること。なお、業務の実施にあたっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。

(3) 審査結果の通知後契約締結までの間に、委託事業候補者が入札参加者資格制限に該当した場合又は県から指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

(4) 委託契約の締結にあたっては、契約金額の100分の10以上の契約保証金が必要であるが、県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合又は、過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に

履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときは、契約保証金を免除することとする。

- (5) 委託事業候補者は、委託業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならず、個人情報「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」その他関係法令等に基づき、適正に管理すること。
- (6) 本業務を実施するにあたっての広報物等には、必ず県からの受託事業である旨を明記すること。
- (7) 事業実施期間終了後は、業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、実績報告書の記載内容に係る事実が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。
- (8) 委託事業候補者は、委託業務の実施に関して、仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合には、県と協議し、その指示に従うものとする。

7 事務局

兵庫県福祉部こども政策課 こども企画班 蓬莱

〒650-8567 兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話： 078-362-4198 ファックス： 078-362-3011

E-mail : kodomoseisaku@pref.hyogo.lg.jp